

施策 212

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

平成 23 年度の取組概要

- ・「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（平成 23 年 3 月策定）」の「第一期実施計画」を平成 24 年 3 月に策定
- ・NPO、市町、企業等と連携・協働して、意思決定の場への女性の参画促進に関するセミナーを実施するとともに、ネットワークを構築
- ・市町に対して、男女共同参画基本計画等の策定にかかる働きかけを実施
- ・三重県男女共同参画センターを中心に、県民の皆さんへの学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発を実施（三重県男女共同参画センター主催事業参加者 16,286 人）
- ・「みえチャレンジプラザ」を拠点に女性の就労支援相談を実施（相談件数 791 件）
- ・女性の社会参画に役立つ企画力や広報力の向上を図るセミナーなどを実施
- ・企業等に対して、男女共同参画の取組や女性の就業環境の整備に関するコンサルティングや研修などを実施
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発（12 か所）やセミナーを実施。性別に基づく暴力等の防止のリーフレットなどを作成。また、被害者に対する相談・保護・自立支援を行うとともに、高校生等若者を対象とした学校出前講座（33 回 32 校）等を実施

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 24.7%となるなど女性の参画は徐々に進んでおり、引き続き各種の取組を推進していく必要があります。
- ・市町においては、基本計画等を策定した市町は 3 町増えて 14 市 9 町になりましたが、6 町において未策定であり、引き続き市町の事情に応じ支援を進める必要があります。
- ・固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画意識の一層の普及が必要です。
- ・女性の就労問題の一つである労働力率のいわゆる M 字カーブは、本県の場合、平成 22 年国勢調査の結果では、25～29 歳で 77.4% あったものが、30～34 歳では 68.6% と 8.8 ポイント落ち込み、40～44 歳で 76.0% に戻る形となっており、M 字の谷である 30～34 歳が平成 17 年より 5.5 ポイント上昇したものの、依然として女性の潜在能力が十分に發揮されていない状況にあることから、女性の社会参画に対する支援や就業環境の整備促進に一層取り組む必要があります。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）*に関する相談件数が多いことなどから、性別に基づく暴力防止のための啓発や被害者支援の一層の推進が必要です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・三重県男女共同参画審議会による各部局の施策実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図ります。
- ・NPO、県民、企業、市町等と協働し、意思決定の場への女性の参画を促進するためのモデル事業を、地域において進めます。
- ・市町に基本計画等の策定を働きかけるとともに、担当者研修を行うなど市町への支援を進めます。
- ・三重県男女共同参画センターにおいて、さまざまな講座・セミナーの開催、研修講師の派遣および情報誌の発行を行うなど、男女共同参画意識の普及に積極的に取り組みます。その中で、男性にも男女共同参画の意義が伝わるよう、男性向け講座の開催やフォーラムへの男性参加率向上の工夫も行います。また、県民や市町との協働により、地域における啓発などに取り組みます。
- ・女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、県内の4か所において定期的に専門の相談員による就労支援相談を実施します。また、企業等に対し女性の就労継続に取り組むよう働きかけます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、セミナーや街頭啓発の実施、リーフレットの作成・配布を行うなど、啓発を進めます。特に、いわゆるデートDV防止のための出前講座を行うなど、若年層への啓発を強化します。また、被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
	—	15.0%	18.0%	
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	—	—	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
男女共同参画社会の進展は、社会全体における男女の平等感にあらわれると考えられることから選定しました。			「男女共同参画の社会づくり」にかかる各種の取組を進めることにより、年1%程度増加させることを目標に 15.0%と設定しました。	

施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 古金谷 豊 電話 : 059-224-2468

- ・「男女共同参画の社会づくり」のためには、男女が共に意思決定の場へ参画することが不可欠です。国においては「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度に」との目標を掲げ取組を進めており、県においても、女性の意思決定の場への参画を一層促進します。
- ・「男は仕事 女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなど、男女共同参画意識の普及が十分とはいえない状況です。効果的なわかりやすい啓発活動を進めます。
- ・女性は男性に比べ潜在能力が十分に發揮されているとはいえない状況にあることから、就労をはじめとする女性の社会参画を支援します。また、女性の能力発揮促進のため積極的な取組を行っている企業等が少ないと想定するから、企業等への働きかけを行います。

(単位 : 百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	164			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7%	28.7%	地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合
対応する基本事業	21201	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進		
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
県および市町の審議会等において女性の登用が進むことは、政策・方針決定過程への男女共同参画が進展していると考えられることから選定しました。	県内における女性の登用促進を図ることにより、年1%増加させることを目標に 25.7%と設定しました。			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0%	45.0%	三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合
対応する基本事業	21202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進		
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
男女共同参画意識の普及を進める上で、特に男性に男女共同参画の意義が伝わることが重要であり、また、男女共同参画フォーラムは三重県男女共同参画センターが開催する主要な事業であることから選定しました。	フォーラムの内容の工夫等により、年6%強増加させることを目標に 30.0%と設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	24.6%	27.0%	女性の管理職への登用や職域拡大等のポジティブ・アクションに取り組んでいる企業等の割合		
対応する基本事業		21203	働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進			
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方				
企業等の男女共同参画の取組の促進が、特に働く場における男女共同参画につながると考えられることから選定しました。		企業等に働きかけることにより、年1%程度増加させることを目標に 24.6%と設定しました。				

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12 か所	15 か所	24 か所	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数		
対応する基本事業		21204	性別に基づく暴力等への取組			
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方				
DV被害者が相談機関に相談する割合は、約7%と低いため、被害が深刻化する前に対策を進める必要があり、特に、被害者に身近な地域において県、市町および関係機関が協働し、相談を促進するための効果的・継続的な啓発を実施する必要があることから選定しました。		平成 27 年度までに現状の倍とすることをめざし、12 か所増やす目標を設定したことをふまえ、平成 24 年度は 15 か所と設定しました。				